

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 3 月 9 日（火曜日）

定期 第 187 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ		
○規則		基本測量の終了通知（県土整備・建設業課）	141
神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（県土整備・建設リサイクル課）	139	公共測量の実施通知（2 件）（県土整備・建設業課）	141
○告示		公共測量の終了通知（8 件）（県土整備・建設業課）	142
特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）	140	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（県土整備・建設業課）	143
土地区画整理組合の事業計画の変更認可（県土整備・都市整備課）	140	都市計画の図書の写しの縦覧（県土整備・都市計画課）	143
道路法の規定による兼用工作物の管理の方法に係る協議の成立（県土整備・道路管理課）	140	地籍調査に関する令和 2 年度事業計画の変更（県土整備・技術管理課）	143
河川法による協議に基づく兼用工作物の管理の方法（県土整備・河川課）	140	開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	144
○選挙管理委員会告示		神奈川県地先海面における船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限（海区漁業調整委員会）	144
公職選挙法による施設の指定の報告	141	○入札公告	
公職選挙法による指定施設の指定取消しの報告	141	一般競争入札の実施（政策・総務室）	145
○公告		特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務・総務室）	145
消費生活センターにおいて消費生活相談の事務を行う日及び時間の変更（くらし安全防災・消費生活課）	141	意見招請に関する公表（2 件）（県土整備・公共住宅課）	146
基本測量の実施通知（県土整備・建設業課）	141	○正誤	147

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第16号

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成11年神奈川県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

第 5 条第 1 項中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を削り、第 10 号を第 6 号とし、第 11 号を削り、第 12 号を第 7 号とし、第 13 号から第 15 号までを 5 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「前項第 15 号」を「前項第 10 号」に改める。

第 16 条第 2 項第 4 号中「(条例第 10 条第 2 項に該当する土砂埋立行為を除く。)」を削る。

別表第 1 の 19 の項中「(同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)」を削る。

別表第 3 の 1 のり面の項(2)中「すべり面」を「滑り面」に改め、同表 2 擁壁の項(1)中「間知石練積み造」を「間知石練積み造」に改め、同項(3)中「第 36 条」を「第 36 条の 3」に改め、同項(4)中「すべり及び」を「滑り及び」に改め、同項(4)ウ中「すべり出す」を「滑り出す」に改め、同項(5)中「すべり及び」を「滑り及び」に改め、同項(5)ウ中「すべり出す」を「滑り出す」に改め、同項(6)中「間知石練積み造」を「間知石練積み造」に改め、同項(6)イの表中「岩屑」を「岩屑」に、「砂利まじり砂」を「砂利混じり砂」に改め、同項(6)ウ中「栗石」を「栗石」に、「砂利まじり砂」を「砂利混じり砂」に改め、同項(6)オ中「すべり」を「滑り」に改める。

別表第 7 の 2 の項中「すべりやすい」を「滑りやすい」に、「すべりが」を「滑りが」に改め、同表 3 の項中「すべらない」を「滑らない」に改め、同表 4 の項中「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改める。

第 15 号様式（裏）中「抜すい」を「抜粋」に、「一団の土地」を「一団」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定（同条第 1 項第 2 号の改正規定を除く。）は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 三六二円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

要な調整をして使用することができる。

告 示

神奈川県告示第81号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第20条第 1 項の規定により、指定期限検査機関公益社団法人神奈川県計量協会に次のとおり実施させる。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 検査を行う区域及び実施期日

区 域	実 施 期 日
中郡大磯町及び二宮町並びに足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	令和 3 年 4 月12日(月)から同年10月 8 日(金)まで（神奈川県 ^の の休日 ^を を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
愛甲郡愛川町及び清川村	令和 3 年 5 月10日(月)から同年11月 5 日(金)まで（休日を除く。）
海老名市、座間市及び綾瀬市	令和 3 年 5 月31日(月)から同年11月26 日(金)まで（休日を除く。）
伊勢原市	令和 3 年 8 月30日(月)から令和 4 年 2 月25日(金)まで（休日を除く。）
秦野市	令和 3 年 9 月27日(月)から令和 4 年 3 月25日(金)まで（休日を除く。）
逗子市及び三浦市	令和 4 年 1 月27日(木)から同年 3 月25 日(金)まで（休日を除く。）

2 検査対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

3 検査の実施場所

特定計量器の所在場所又は公益社団法人神奈川県計量協会
横浜市神奈川区浦島丘 4 電話（045）401－4420

神奈川県告示第82号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 組合の名称

寒川町田端西地区土地区画整理組合

2 事務所の所在地

高座郡寒川町田端1, 271番地 2

3 設立認可の年月日

令和元年 9 月13日

4 変更認可の年月日

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第 1 項の規定により、道路と堤防及び護岸との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神

奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和 3 年 3 月 9 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

県道相模川自転車道

2 河川の名称

一級河川相模川水系相模川

3 兼用工作物の位置

海老名市門沢橋字新田1, 194番 3 地先から同門沢橋三丁目2, 668 番16まで及び同門沢橋字新田1, 363番 2 から同中新田字四番河原 3, 291番236まで

4 他の工作物の管理者の氏名及び住所

河川管理者 神奈川県知事 黒岩 祐治
横浜市中区日本大通 1

5 他の工作物の管理者が行う管理の内容

路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物以外の兼用工作物の新設、改築、維持（路肩に接する法面^{のり}で、当該路肩から法面の長さ 1 メートルまでの範囲にあるもの（護岸を除く。）の清掃及び除草を除く。）、修繕及び災害復旧

6 管理の始期

令和 3 年 1 月 4 日

神奈川県告示第84号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 河川の名称

相模川水系相模川

2 河川管理施設の名称

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

海老名市門沢橋字新田1, 194番 3 地先から同門沢橋三丁目2, 668 番16まで及び同門沢橋字新田1, 363番 2 から同中新田字四番河原 3, 291番236まで

4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称
道路管理者 神奈川県

(2) 住所
横浜市中区日本大通 1

(3) 代表者の氏名

神奈川県知事 黒岩 祐治

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道

路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

(2) 路肩から 1 メートルまでの範囲内にあるもの(護岸を除く。)の清掃除草

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和 3 年 1 月 4 日から道路の存続する日まで

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 1 項第 3 号の規定により次の施設を指定した旨、湯河原町選挙管理委員会から報告があった。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

施設の名称	所在地	指定年月日
湯河原町防災コミュニティセンター	足柄下郡湯河原町中央 2-21 の 1	令和 3 年 2 月 10 日

神奈川県選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 1 項第 3 号の規定により指定した次の施設の指定を取り消した旨、湯河原町選挙管理委員会から報告があった。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

施設の名称	所在地	指定取消年月日
湯河原観光会館	足柄下郡湯河原町宮上 566	令和 2 年 4 月 1 日

公 告

消費生活センターにおいて消費生活相談の事務を行う日及び時間を変更したので、消費生活センターの組織及び運営等に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 変更後の消費生活相談の事務を行う日及び時間

(1) 月曜日から金曜日まで(12 月 28 日を除く。) 午前 9 時 30 分から午後 7 時まで

(2) 土曜日、日曜日及び 12 月 28 日 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日及びかながわ県民センターの休館日を除きます。

2 変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

測量法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)

2 測量の地域

神奈川県全域

3 測量の期間

令和 3 年 3 月 1 日から同月 31 日まで

測量法第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

基本測量(水準測量)

2 測量の地域

横浜市内南区、港南区、保土ケ谷区、磯子区及び金沢区、横須賀市、逗子市並びに三浦市

3 測量の期間

令和 2 年 8 月 3 日から令和 3 年 1 月 31 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量(基準点測量及び丈量測量)

2 測量の地域

鎌倉市北部

3 測量の期間

令和 3 年 2 月 15 日から同年 3 月 31 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神奈川県県土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量(基準点測量)

2 測量の地域

南足柄市 3 測量の期間 令和 3 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで 測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。 令和 3 年 3 月 9 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 測量の種類 公共測量（T S 地形測量及びデジタルオフセットによる地形図データ修正） 2 測量の地域 藤沢市南部地区 3 測量の期間 令和 2 年 10 月 6 日から令和 3 年 1 月 29 日まで 測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。 令和 3 年 3 月 9 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 測量の種類 公共測量（T S 地形測量及びデジタルオフセットによる地形図データ修正） 2 測量の地域 藤沢市北部地区 3 測量の期間 令和 2 年 10 月 6 日から令和 3 年 1 月 29 日まで 測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。 令和 3 年 3 月 9 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 測量の種類 公共測量（基準点測量） 2 測量の地域 藤沢市内 3 測量の期間 令和 2 年 10 月 13 日から令和 3 年 1 月 29 日まで 測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、神奈川県厚木土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。 令和 3 年 3 月 9 日	神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 測量の種類 公共測量（用地測量及び基準点測量） 2 測量の地域 厚木市岡田五丁目地先ほか 3 測量の期間 令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 27 日まで 測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。 令和 3 年 3 月 9 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量） 2 測量の地域 伊勢原市小稲葉地先 3 測量の期間 令和 2 年 2 月 20 日から同年 6 月 30 日まで 測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、海老名市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。 令和 3 年 3 月 9 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 測量の種類 公共測量（2 級基準点測量、3 級基準点測量及び 4 級基準点測量） 2 測量の地域 海老名市中新田地内 3 測量の期間 令和 2 年 11 月 16 日から令和 3 年 1 月 29 日まで 測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、海老名市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。 令和 3 年 3 月 9 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 測量の種類 公共測量（4 級基準点測量） 2 測量の地域 海老名市柏ヶ谷地内 3 測量の期間 令和 2 年 1 月 14 日から同年 3 月 27 日まで 測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、
---	---

神奈川県厚木土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の地域
愛甲郡清川村煤ヶ谷
- 3 測量の期間
令和 2 年 2 月 27 日から同年 7 月 31 日まで

建設業法施行規則（以下「省令」という。）第 19 条の 6 第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに神奈川県知事に対して行う建設業法（以下「法」という。）第 27 条の 26 第 1 項に規定する経営規模等評価の申請及び法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の請求の時期及び方法等を次のとおり定めました。

なお、法第 27 条の 24 第 1 項に規定する経営状況分析の申請については、同項に規定する登録経営状況分析機関が省令第 19 条の 2 第 1 項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い、別途行う必要があります。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 申請及び請求の時期及び方法
 - (1) 申請書及び請求書等は、事業年度終了の日以降 3 か月以内を目安に送付してください。
 - (2) 申請書及び請求書等は、原則として郵便等により送付してください。
- 2 申請書、請求書等
 - (1) 申請書、請求書及び添付書類
 - ア 経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書（省令別記様式第 25 号の 14）
 - イ 工事経歴書（省令別記様式第 2 号）
 - ウ 年間平均完成工事高の算定に用いる事業年度分の消費税及び地方消費税に係る納税証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 1））。ただし、以前の経営規模等評価の申請において既に提出し、かつ、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができます。
 - エ 総合評定値の請求にあつては、審査基準日を含む事業年度分の経営状況分析結果通知書（省令別記様式第 25 号の 13）
 - オ その他経営事項審査（経営規模等評価申請・総合評定値請求）の手引き（以下「手引き」という。）において提出を求める書類
 - (2) 提示書類

次に掲げる書類の写しを申請書及び請求書等に同封してください。

 - ア (1)ウで提出する納税証明書に対応する事業年度分の消費税及び地方消費税の確定申告書（修正申告をした場合は修正申告書）の申請者控え

イ その他手引きにおいて提示を求める書類

- 3 申請書、請求書、手引き等の頒布及び掲載

一般財団法人神奈川県厚生福利振興会かながわ県民センター売店（横浜市神奈川区鶴屋町 2-24 の 2 かながわ県民センター 4 階）ほかにおいて、有償で頒布するとともに、神奈川県ホームページ内の「経営事項審査（経営規模等評価・総合評定値請求）」（URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870387.html>）に掲載します。
- 4 経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料
 - (1) 経営規模等評価手数料

8,100 円と 2,300 円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
 - (2) 総合評定値通知手数料

400 円と 200 円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
- 5 経営規模等評価の結果の通知及び総合評定値の通知

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、申請者及び請求者宛て送付します。
- 6 その他

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求についての問合せは、神奈川県県土整備局事業管理部建設業課横浜駐在事務所建設業審査担当（電話（045）313-0722）にしてください。

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により鎌倉市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鎌倉都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

国土調査法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて定めた令和 2 年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおりとしました。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調 査 地 域
横 浜 市	横浜市金沢区釜利谷西一丁目の一部
	同 釜利谷西二丁目の一部
	同 釜利谷東二丁目の一部
	同 釜利谷東三丁目の一部
	同 釜利谷東四丁目の一部
	同 釜利谷東六丁目の一部
	同 釜利谷東七丁目の一部
	同 釜利谷東八丁目の一部
	同 戸塚区影取町の一部
	同 小雀町の一部
	同 戸塚町の一部
	同 原宿一丁目の一部
	同 原宿二丁目の一部

	同 同 同 同 同 同 同	原宿三丁目の一部 原宿四丁目の一部 原宿五丁目の一部 東俣野町の一部 深谷町の一部 泉区和泉町の一部 中田町の一部
川崎 市	川崎市多摩区 同	西生田一丁目の一部 西生田二丁目の一部 麻生区高石三丁目の一部
相模原 市	相模原市緑区	太井の一部
横須賀 市	横須賀市 同 同 同 同 同 同	衣笠栄町三丁目の一部 衣笠栄町四丁目の一部 田浦町六丁目の一部 田浦港町の一部 長井一丁目の一部 長井三丁目の一部 船越町一丁目の一部 港が丘二丁目の一部
平塚 市	平塚市	真田四丁目の一部
鎌倉 市	鎌倉市 同 同 同 同 同	大町の一部 御成町の一部 腰越の一部 小町の一部 津の一部 津西の一部 雪ノ下の一部
藤 沢 市	藤沢市 同 同 同 同	鶴沼桜が岡二丁目の一部 鶴沼藤が谷四丁目の一部 辻堂太平台二丁目の一部 藤沢四丁目の一部 本鶴沼三丁目の一部
小田原 市	小田原市 同 同 同 同 同 同 同	飯泉の一部 上新田の一部 鴨宮の一部 国府津三丁目の一部 国府津四丁目の一部 下新田の一部 中新田の一部 前川の一部
茅ヶ崎 市	茅ヶ崎市 同	常盤町の一部 中海岸三丁目の一部
三浦 市	三浦市 同	晴海町の一部 南下浦町上宮田の一部 向ヶ崎町の一部
秦 野 市	秦野市 同	堀川の一部 堀西の一部
厚 木 市	厚木市 同 同 同 同 同	旭町一丁目の一部 旭町五丁目の一部 関口の一部 中町三丁目の一部 中町四丁目の一部 水引一丁目の一部
大 和 市	大和市	下鶴間の一部
伊 勢 原 市	伊勢原市	桜台二丁目の一部
海 老 名 市	海老名市	柏ヶ谷の一部
座 間 市	座間市	相模が丘三丁目の一部
綾 瀬 市	綾瀬市	大上五丁目の一部
大 磯 町	中郡大磯町	東町一丁目の一部
二 宮 町	中郡二宮町	山西の一部

中 井 町	足柄上郡中井町 同 同 同 同 同	井ノ口の一部 遠藤の一部 北田の一部 久所の一部 田中の一部 藤沢の一部
松 田 町	足柄上郡松田町 同	松田庶子の一部 松田惣領の一部
山 北 町	足柄上郡山北町	向原の一部
箱 根 町	足柄下郡箱根町	湯本の一部
真 鶴 町	足柄下郡真鶴町	真鶴の一部
湯 河 原 町	足柄下郡湯河原町 同 同	鍛冶屋の一部 中央の一部 吉浜の一部
愛 川 町	愛甲郡愛川町 同 同	春日台三丁目の一部 春日台四丁目の一部 春日台五丁目の一部

2調査期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和3年3月9日
神奈川県厚木土木事務所長 久保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字二井3,660の1ほか10筆
開発区域の面積	781.10平方メートル
開発許可を受けた者の住所	厚木市下荻野1,092の5
開発許可を受けた者の氏名	株式会社 f i l h o m e 代表取締役 野村 涼
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和2年8月6日 神奈川県指令厚土第610005号 (令和2年11月30日 神奈川県指令厚土第610011号)

神奈川県漁業調整委員会指示第3号
神奈川県地先海面において、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第41条第1項第5号に規定する竿釣り及び手釣りにより水産動植物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。
令和3年3月9日
神奈川県漁業調整委員会
会長 櫻 本 和 美

1遊漁者が船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限
(1) まき餌籠の大きさ
外径（放出するまき餌量調整などのため取り付けられた突起した部分を除く。）5.5センチメートル以下、長さ（まき餌を収納する部分に限る。）16センチメートル以下のいずれの条

- 件も満たすもの
(2) まき餌籠の数
1 仕掛けにつき 1 個

2 指示の有効期間

令和 3 年 4 月 22 日から令和 4 年 4 月 21 日まで

入 札 公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札により自動販売機設置場所の貸付けを行います。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 入札内容

(1) 件名

自動販売機設置場所の貸付け (3 件)

(2) 貸付期間

令和 3 年 4 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(3) 物件内容

ア 物件番号 1

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター別館

所 在 地 愛甲郡清川村宮ヶ瀬940の15

設置場所 1 階多目的ルーム

種 類 飲料類

貸付面積 計1.71平方メートル

設置台数 1 台

イ 物件番号 2

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター別館

所 在 地 愛甲郡清川村宮ヶ瀬940の15

設置場所 1 階多目的ルーム

種 類 食品 (菓子)

貸付面積 計1.305平方メートル

設置台数 1 台

ウ 物件番号 3

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター別館

所 在 地 愛甲郡清川村宮ヶ瀬940の15

設置場所 1 階多目的ルーム

種 類 食品 (アイスクリーム)

貸付面積 計1.125平方メートル

設置台数 1 台

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者
- (3) 県税を完納していない者
- (4) 県内に事業所を有しない者
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時

物件番号 1 令和 3 年 4 月 9 日(金)午前 9 時 30 分

物件番号 2 令和 3 年 4 月 9 日(金)午前 10 時 30 分

物件番号 3 令和 3 年 4 月 9 日(金)午前 11 時 30 分

- (2) 入札及び開札の場所

横浜市中区日本大通 1

神奈川県庁本庁舎地下 1 階 014 会議室

4 入札説明書の配布の日時及び場所

- (1) 配布の日時

令和 3 年 3 月 9 日(火)から同月 24 日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの間を除く。)

- (2) 配布の場所

神奈川県庁本庁舎 2 階 神奈川県政策局総務室分室

5 入札保証金

免除

6 入札の無効

入札に参加することができない者が行った入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

8 問合せ先

横浜市中区日本大通 1 神奈川県政策局総務室経理グループ

電話 (045) 210-3027

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

- (1) 件名

神奈川県在庁情報提供システム構築及び運用・保守業務委託

- (2) 履行期間

令和 3 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

- (3) 履行場所

仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿 (物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等) において営業種目として「情報処理業務委託」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

- (3) 神奈川県指名停止期間中の者でないこと。

- (4) この公告の日から起算して過去 5 年以内に、パソコンのログオン及びログオフの情報を活用しておよその在庁時間の情報の提供を行うシステム (管理対象者数が 10,000 人以上のものに限る。)を構築した実績があること。

(5) 1 日当たり 20,000 件以上のエントリを管理する認証基盤の認証機能を利用するシステムを構築した実績があること。

(6) 本業務の遂行に当たり必要な意思の疎通（神奈川県担当職員と受託者の業務従事者との間の会話、資料作成等をいう。）を日本語により滞りなく行うことができる要員を配置できること。

(7) 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの W T O 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 3 年 4 月 5 日(月)午後 4 時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 4 階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループ 浅井 寛子 電話 (045) 210-3032

(2) 入札説明書の交付期間

令和 3 年 3 月 9 日(火)から同年 4 月 5 日(月)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和 3 年 4 月 5 日(月)午後 4 時までに 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎 4 階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

(1) 入札期間

令和 3 年 4 月 15 日(木)午前 8 時 30 分から同月 20 日(火)午後 1 時まで

(2) 開札日時

令和 3 年 4 月 20 日(火)午後 2 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 3 年 4 月 20 日(火)午後 1 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be purchased :
Consignment of construction, operation and maintenance of attendance time data provision system of Kanagawa Prefectural Government

(2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., April 20, 2021

(3) Contact point for the notice : Noriko Asai, Accounting Group, Office of General Affairs, General Administration Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-3032

意見招請に関する公表

県営上溝団地建替事業について仕様書案として「要求水準書(案)」を作成しましたので、神奈川県財務規則第 42 条の 2 第 3 項の規定により意見を招請します。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 業務内容

県営上溝団地建替事業

2 意見を求める業務

1 の業務について意見を求めます。

3 意見書の提出

(1) 提出期間

令和 3 年 3 月 9 日(火)から同年 4 月 9 日(金)午後 5 時まで

(2) 提出方法

神奈川県ホームページ「県営上溝団地建替事業」(URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j4t/kamimizo_tatekaejigyou_pfl.html) に掲載している実施方針 2 の(3)イ(イ)に定めるところにより電子メールで意見書を提出してください

い。

(3) 意見書の様式

3 の(2)の神奈川県ホームページに掲載している実施方針の様式第 2 号実施方針等に関する質問・意見書によるものとします。

(4) 提出先及び問合せ先

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎11階 神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課住宅整備グループ 電話 (045) 210-6561

4 仕様書案の交付

(1) 交付期間

3 の(1)に同じ。

(2) 交付場所

3 の(2)の神奈川県ホームページからダウンロードしてください。

5 その他

(1) 意見招請手続において使用する言語は、日本語とします。

(2) この意見招請手続で得られた意見を参考にして、総合評価方式による一般競争入札の公告をする予定です。

6 Summary

(1) The subject matter of comments to be requested :
Rebuilding of Kanagawa Prefectural Kamimizo-danchi housing complex

(2) Time limit for the submission of comments : 5 : 00 p.m.,
April 9, 2021

(3) Contact point for the submission : Housing Development Group, Prefectural Housing Division, Construction and Housing Department, Prefectural Land Development Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6561

県営追浜第一団地建替事業について仕様書案として「要求水準書(案)」を作成しましたので、神奈川県財務規則第42条の2第3項の規定により意見を招請します。

令和 3 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 業務内容

県営追浜第一団地建替事業

2 意見を求める業務

1 の業務について意見を求めます。

3 意見書の提出

(1) 提出期間

令和 3 年 3 月 9 日(火)から同年 4 月 9 日(金)午後 5 時まで

(2) 提出方法

神奈川県のホームページ「県営追浜第一団地建替事業」(URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j4t/oppamadaichi_tatekaejigyuu_pfi.html) に掲載している実施方針 2 の(3)イ(イ)に定めるところにより電子メールで意見書を提出してください。

い。

(3) 意見書の様式

3 の(2)の神奈川県ホームページに掲載している実施方針の様式第 2 号実施方針等に関する質問・意見書によるものとします。

(4) 提出先及び問合せ先

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎11階 神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課住宅整備グループ 電話 (045) 210-6561

4 仕様書案の交付

(1) 交付期間

3 の(1)に同じ。

(2) 交付場所

3 の(2)の神奈川県ホームページからダウンロードしてください。

5 その他

(1) 意見招請手続において使用する言語は、日本語とします。

(2) この意見招請手続で得られた意見を参考にして、総合評価方式による一般競争入札の公告をする予定です。

6 Summary

(1) The subject matter of comments to be requested :
Rebuilding of Kanagawa Prefectural Oppamadaichi-danchi housing complex

(2) Time limit for the submission of comments : 5 : 00 p.m.,
April 9, 2021

(3) Contact point for the submission : Housing Development Group, Prefectural Housing Division, Construction and Housing Department, Prefectural Land Development Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6561

正 誤

平成19年 1 月30日定期第1841号

選挙管理委員会

ページ	行 目	誤	正
64	下から26	藤 崎 繁	藤 崎 繁